1 基本的事項

駐車場の設置管理許可に関する基本的な事項は次のとおりである。

1 許可する土地の用途 自動車の駐車場としての用途に供すること。

2 駐車場の有料化に伴う設置機器について

本件では、駐車区画(台数)の変更を行なわない(市で駐車場を整備し、その整備後の現況での引渡し)こと、駐車場出入口の相互通行(すれ違い)を確保することを条件とするため、その条件で対応可能な有料化機器として「カメラ式(駐車場出入口にゲートバー等の設置を必要とせず、車両の出入り及び料金の算出をカメラとその連携する機器によって管理できるもの)」を想定して募集要領及び関係書類一式に諸条件を記載している。

そのため、カメラ式以外の機器の設置により応募を希望する場合、本件の募集要領を公表した日から応募申請書の受付終了日までに別途柏市と協議することとし、上述の内容、募集要領及び関係書類一式に記載する諸条件と同等程度の管理運営を行うことができると柏市が認めた場合に限り、応募申込を受け付けるものとする。

3 禁止事項

- (1) 前記1に規定する用途以外の用途に供すること。
- (2) 時間貸以外の運営を行うこと。
- (3) 自動二輪車・原動機付自転車を駐車させること。
- (4) 建物を建築すること及び柏市が指示する以外の機器を設置すること。
- (5) 第三者に対する転貸、譲渡、又は他の権利を設定すること。
- (6) 悪臭、騒音、土壌汚染等で、著しく環境を損なうと予想される行為(工事)。
- (7) 政治的又は宗教的な用途に用いること。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律 (昭和23年法律第122号) に該当する風俗営業の用途に用いること。
- (9) 公序良俗に反すること、その他、社会通念上不適当と判断されること。

4 引渡し、整備・維持保全

駐車場は、その整備を終えた状態で管理を引き渡すこととし、有料駐車場として運営開始に別途必要となる整備は事業者が行うものとする。事業者は、許可期間中善良な管理者としての注意をもって維持保全を行うものとし、これに係る経費は事業者の負担とする。

駐車場は、許可期間が終了したときに、協議の上、柏市の指定した状態にて返還すること。

なお、事業者が次期の許可期間における事業者(以下「次期事業者」という。)と異なる場合は、柏市が指定する引継ぎ方法や撤去・設置工事の日程について、全面的に協力すること。

6 許可開始までの義務

事業者は、許可期間開始前の間、許可開始(運営開始)に向けて、<u>柏市へ事業計画書</u> <u>(運営計画、管理計画、その他等の許可にあたり必要な資料)を提出する</u>とともに、柏市 と誠実に協議・調整を行うものとする。

2 駐車場の運営に関すること

1 開場時間

24時間365日とする。

2 一般利用における利用可能車種(寸法)

車幅 1.9 m

車高 2.1 m

全長 5.0 m

3 駐車料金

【通常料金】

区分	時間帯	料金
共通 (平日·土日祝日)	2 4 時間	30分100円

【最大枠料金】

区分	時間	料金
共通 (平日·土日祝日)	2 4 時間	最大700円

【無料枠】

全ての利用者は入庫から1時間以内は無料(24時間,平日・土日祝日共通)

4項の駐車料金が無料となる条件を満たす利用者について、そのための無料処理を行った場合は、曜日時間帯に関わらず利用時間全て無料

【サービス枠】

柏市地域子育て支援施設の利用者については、その施設管理者が認めた場合に限り、無料枠の1時間以内に加えて、さらに1時間を限度として追加で無料で利用可能とする

4 駐車料金が無料となる条件

	要件
1	官公署が公用で利用する場合
2	官公署が発注する業務の業務受託者が業務で利用する場合

5 無料処理の方法

次のいずれかの方法により無料処理を行う。

- (1) 別途事業者が柏市に対して貸与する無料認証機等による無料処理。(この場合, 無料処理後規定時間以内に出庫しなければ, 規定時間経過時点から課金時間が開始されることとする)
- (2) サービス券 (時間券・無料券等) の配付
- (3) 上記以外の方法で、駐車料金が無料となる条件に対応でき、かつ合理的な無料処理の方法として柏市が認めるもの

6 柏市による使用及び使用制限

柏市による使用及び使用制限は次のとおりである。

(1) 柏市の公用車等の公用利用

柏市の公用車が業務上の理由で本件駐車場を利用する場合は無料とする。

(2) 災害対応等による職員の自家用車等の利用 災害対応等の緊急の事由、その他やむを得ない事由により、職員の自家用車等が駐車 場を利用する場合は無料とする。

(3) 柏市の業務上の理由による駐車区画または必要なスペースの利用 当該日時に入庫車両台数を調整・制限すること。柏市は、原則として当該業務の実施 の1週間前までに事業者に連絡する。

(4) 災害対応等による駐車場の利用制限

柏市が災害等により駐車場を避難場所その他の用途で使用する場合は、駐車場の利用を制限することがある。この場合、柏市は、利用制限の前後を問わず速やかに事業者に連絡する。

(5) その他

事業者が設置した設備等に、柏市の事業等に係るのぼりやポスター等の一時的な掲示を行う場合がある。

7 諸条件の見直し

事業者は、次の要件に該当する場合は、柏市と協議し合意のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

	要件	変更内容	備考
1	周辺駐車場の駐車料金と著	駐車料金や料金体系	駐車料金を変更する場合でも,
	しく差異が生じている場合	の変更	近隣の有料駐車場とのバラン
	や駐車場運営上,市にメリ		スを保ちつつ、次の料金体系は
	ットがある場合等		維持すること
			①最初の1時間は誰でも無料
			②時間単価が200円以下
2	許可した駐車場の利用(運	使用料の変更(減)	協議の際は、事業費(初期費
	営)が制限等される場合		用・運営管理費等), 売上高等
			の資料を求める
3	その他柏市が認める場合	柏市が認める内容	

|3 事業者の義務・負担

1 一般的な遵守事項

- (1) 事業者は、善良なる管理者の注意をもって駐車場を使用すること。
- (2) 事業業者は、駐車場における管理運営の一切について責任を負うこと。
- (3) 事業者は、柏市が、駐車場の管理上必要な事項を事業者に通知した場合は、その事項を遵守すること。
- (4) 事業者は、駐車場の運営にあたっては、近隣住民等の迷惑にならないように十分に配慮するとともに、求めがあった場合は必要な説明を行うこと。
- (5) 事業者は、駐車場の管理運営にあたり、柏市又は第三者に損害を与えた場合は、すべて事業者の責任において、その損害を賠償すること。
- (6) 事業者は、駐車場の管理運営に関して知り得た秘密を漏らさないこと。
- (7) 事業者は、関係法令及び柏市が定める関係条例等を遵守し、適法かつ適切な駐車場の整備及び管理運営を行うこと。

2 事業者が負担する経費

- (1) 応募の手続きに関する一切の経費
- (2) 駐車場の設置に必要な各種手続きに要する経費
- (3) 許可期間における駐車場の準備・営業等に必要な<u>光熱水費(※1)</u>及び駐車場区画白線,車止め等の補修費,その他維持管理に必要な経費
- (4) 駐車場設営に必要な機器,案内看板,工事費等,設営に要する一切の経費 ※1 別に個別メーターを設置し、柏市から別途請求する。

3 報告事項

項目			内容	頻度
1	故障・トラブル・事故等報告書		発生から処理までの経緯,原因,	事案ごと
			対応・防止策等を記載	月ごとに
			事故については原則として翌日	一覧(デー
			までに提出	タ)
2	利用	入庫台数・出庫台数	日別・駐車場別	月1回(デ
	状況	無料出庫台数	日別・駐車場別	ータ)
		無料出庫の要因別内訳	1時間以內/認証済別・月別	
		売上金額	月別の売上金額	
3	その他,	柏市が求めるもの	工事・作業等実施記録	事案ごと

※表中に記載のない支払・出庫の集計は説明を付すこと

※報告事項の2 (利用状況) については、次期運営事業者の公募時等必要に応じてそのデータを公表する。

4 利用状况等調查協力

柏市が、許可物件の利用状況や事業費・維持管理費等について関係資料の提供を求めた ときは、事業者は柏市に協力すること。

5 コールセンター

コールセンターの業務は、JIS Q15001 を取得している、または、一般財団法人日本情報経済推進協会によるプライバシーマークを付与されている法人によって行うこと。また柏市職員により、駐車台数の調整について電話による指示があった場合は、速やかに対応をとること。

6 運用保守

- (1) 事業者は、公園施設設置管理許可の範囲に留まることなく、許可の範囲内にある駐車 区画等の利用の前提となる通路等を含めた柏たなか駅前公園駐車場全体(1,646. 85㎡)について、その運用保守等について柏市に全面的に協力すること。
- (2) 事業者は、常にサービスの向上に努めるとともに、トラブルの未然防止対策やトラブルが発生したときの危機管理体制を確保し、契約締結後速やかに緊急連絡体制を市へ届け出ること。
- (3) 事業者は、駐車場内における放置車両や長期駐車車両への対処を行うこと。
- (4) 事業者は、駐車場の利用に支障を来たさないように、事業者が整備した機器類及び駐車場管理運営に係る工作物の保守、点検を行うこと。
- (5) 事業者は、駐車場の利用に支障を来たさないように、駐車場の売上金の回収、釣銭の補充、消耗品の補充等の維持管理を行うこととし、機器に不具合が発生したときは、現地での対応を含め対応すること。この対応についても、苦情・盗難等のトラブルと同様の体制を整えること。
- (6) 事業者は、駐車場の利用に支障を来たさないように、必要に応じて駐車場内の清掃を 行い、常に良好な環境を維持すること。また、事業者は、駐車場内で発生した廃棄物を 回収、処分すること。
- (7) 事業者は、駐車場の利用に支障を来たす許可物件外の状態を発見した場合、直ちに市 に報告すること。
- (8) 事業者は、駐車場内の安全を充分確保し、利用者や近隣住民からの苦情等については 責任を持って対応すること。 また、駐車場に関する苦情等に関して、柏市から対応を要 請した場合も同様とする。
- (9) 事業者は、安全対策・苦情対応等について書面により柏市に提出すること。

7 法令上の手続き

事業者は、駐車場運営に関して必要な行政手続を事業者の負担で行うこと。

8 降雪対応

降雪時は、柏市の負担において速やかに除雪等の作業を実施する。なお、降雪の状況により、柏市で利用を制限する場合があるが、この利用制限による補償等は行わない。

9 個人情報の取り扱いに関する誓約

事業者(コールセンター業務やトラブル対応業務を他法人で実施する場合は当該法人)は、個人情報の取り扱いに関する誓約書を柏市に提出すること。

4 トラブル対応の基本的な手順

主なトラブルに対する対応は原則として下記に従うものとし、詳細は柏市との協議により決定する。

トラブル時の対応にあたっては、事案発生から30分以内に現場に到着し対応できる体制を整えること。

1 機器の故障

原則として、直ちに人員を派遣し、適切に対処すること。

		事例	個別事項
ſ	1	無料処理の不備	無料で出庫させること
	2	精算機の不備	無料で出庫させること

2 精算後のクレーム等

	事例	対応
1	領収証の再発行	事業者にて発行して対応すること
2	無料処理の忘れ	事業者より返金対応をすること
3	つり銭切れ	事業者より返金対応をすること

3 保険・損害賠償

- (1) 事業者は、許可期間中、事業者の負担で施設賠償責任保険に加入するものとし、加入後は、柏市に保険証の写しを提出すること
- (2) 事業者は、自らの責めに帰する理由により駐車場の全部又は一部を滅失若しくは毀損したときは、それにより生じた損害について、柏市が算出した金額を損害賠償として支払うこと。

5 設備・機器等要件

各設備・機器等の要件は次のとおりとする。

	区分		要件
1	入出場管	1	駐車場利用者と事業者 (コールセンター, 個人携帯電話は不可) が
	理		24時間365日無料で直接通話できる環境を整備すること
		2	「2 駐車場の運営に関すること (2) 一般利用における利用可能
			車種」に記載する車種が入出庫できるよう機器を配置すること
		3	入出場口は相互通行(すれ違い)ができるものとする
2	精算機	1	クレジットカード, 交通系 I Cカード等の電子マネーによる支払い
			を可能とすること
3	無料認証	1	駐車料金の無料処理を施す機器(無料認証機等),及びその操作等
	機等		の説明書等を柏市に貸与すること。貸与する台数は2台とする。市
			が台数の増加を求める場合は、借主は機器を貸与することとし、そ
			の費用は当契約とは別に市が負担する
		2	柏市に瑕疵がある場合を除き、無料認証機等が故障等した場合は、
			柏市の連絡により、別の同等の機器を無償貸与(交換)すること
		3	無料認証機等の貸与・交換、機器の運搬、インク等の消耗品に係る
			費用は事業者が負担すること
		4	無料認証機等の使用に必要な電力は柏市の負担とする
4	サービス	1	3 無料認証機等の他に、時間単位で無料処理ができるサービス券
	券等		等を柏市に提供すること。もしくは、サービス券等を発行できる機
			器を貸与すること。
5	無料パス	1	許可要件の2 駐車場の運営に関すること4 駐車料金が無料と
	カード等		なる条件、で定める車両が円滑に無料で駐車場を利用できるよう、
			無料パスカードもしくは車両登録などにより無料で出庫できる定
			期券体制を構築すること
6	出庫灯	1	出口に出庫灯を設置すること
7	案内板	1	次の内容を記載した駐車場利用案内を運転席から視認しやすい場
		-	所に設置すること
		2	駐車場利用案内板に記載する事項(例)
			①料金体系,無料条件
			②精算機の操作
			③故障等の問い合わせ連絡先(連絡方法)
	7.014	1	(4利用約款 欧田な記墨よる際は、地本も物業よること
9	その他	1	防犯カメラ・照明を設置する際は、柏市と協議すること
		2	インターネット上(事業者が管理運営するWEBページ可)で駐車 世の位置等の変わな行ること
			場の位置等の案内を行うこと